

## 第90号議案

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月9日

提出者 大田区長 松原忠義

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表19の項中「介護保険給付等関係情報、介護サービス利用者負担額関係情報、外国人生活保護関係情報」を「地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、介護サービス利用者負担額関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改め、同項を同表29の項とし、同表中18の項を27の項とし、同項の次に次のように加える。

28	法別表第1の68の項に規定する介護保険法による事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
----	---------------------------------------	-------------------------

別表17の項中「生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの」を「同」に改め、同項を同表26の項とし、同表中16の項を24の項とし、同項の次に次のように加える。

25	法別表第1の19の項に規定する公営住宅法（昭和26年法律第193号）による事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
----	---	-----------------------------------

別表中15の項を23の項とし、7の項から14の項までを8項ずつ繰り下げ、6の項の次に次のように加える。

7	高齢者又は重度身体障害者に対する緊急通報システム機器の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	同
8	重度身体障害者に対するガイドヘルパーの派遣に関する事務であって規則で定めるもの	同
9	心身障害者又は心身障害児が属する世帯に対する電話の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	同
10	重度身体障害者、重度身体障害児等に対する住宅の改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同
11	重度身体障害者に対する住宅用防災機器の給付又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの	同
12	心身障害者に対する出張理髪券の支給に関する事務であって規則で定めるもの	同
13	東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	同
14	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成12年東京都規則第94号)による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	同

#### 付 則

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 区長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

#### (提案理由)

個人番号を利用する事務及び当該事務において利用する特定個人情報を加えるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 91 号議案

大田区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 9 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

大田区特別工業地区建築条例（平成 16 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 号中「第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する営業」を「第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号に規定する営業又は同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業（客にダンスをさせるものに限る。）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 92 号議案

大田区立保育園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 9 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立保育園条例の一部を改正する条例

大田区立保育園条例（昭和 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表同仲六郷保育園の項中「仲六郷一丁目 29 番 10 号」を「仲六郷二丁目 4 番  
7 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

(提案理由)

仲六郷保育園の一時移転のため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第93号議案

包括外部監査契約の締結について

上記の議案を提出する。

平成28年6月9日

提出者 大田区長 松原忠義

包括外部監査契約の締結について

下記のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

1 契約の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 菊池努

資格 公認会計士

2 契約期間

平成28年7月1日から平成29年3月31日まで

3 契約金額

1,188万円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

(提案理由)

包括外部監査契約を締結するに当たり、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるので、この案を提出する。

第 94 号議案

(仮称) 大田第 6 号雑色駅自転車駐車場新築工事請負契約について  
上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 9 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

(仮称) 大田第 6 号雑色駅自転車駐車場新築工事請負契約について  
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | (仮称) 大田第 6 号雑色駅自転車駐車場新築工事  |
|          | 鉄骨造 地上 1 階建  |
|          | 延床面積 909.77 平方メートル   |
| 2 契約の方法  | 制限付一般競争入札による契約   |
| 3 契約金額   | 金 4 億 8,600 万円   |
| 4 契約の相手方 | 港区高輪二丁目 21 番 28 号 京急第 3 ビル内<br>京急建設株式会社 東京支店<br>専務取締役東京支店長 石 渕 憲 二 |
| 5 工期     | 契約有効の日から平成 29 年 3 月 15 日まで   |

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年  
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 95 号議案

(仮称) 大田第 3 号梅屋敷駅自転車駐車場新築工事請負契約について  
上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 9 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

(仮称) 大田第 3 号梅屋敷駅自転車駐車場新築工事請負契約について  
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 (仮称) 大田第 3 号梅屋敷駅自転車駐車場新築工事  
鉄骨造 地上 1 階建  
延床面積 350.15 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 3,587 万 2,000 円
- 4 契約の相手方 港区高輪二丁目 21 番 28 号 京急第 3 ビル内  
京急建設株式会社 東京支店  
専務取締役東京支店長 石 泗 憲 二
- 5 工期 契約有効の日から平成 29 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年  
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 96 号議案

大森ふるさとの浜辺公園休憩所及び倉庫新築その他工事請負契約について  
上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 9 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大森ふるさとの浜辺公園休憩所及び倉庫新築その他工事請負契約について  
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 大森ふるさとの浜辺公園休憩所及び倉庫新築その他工事<br>休憩所 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造<br>延床面積 280.00 平方メートル |
|          | 艇 庫 鉄骨造、延床面積 90.00 平方メートル<br>壳店移転、屋外屋根新築                               |
| 2 契約の方法  | 制限付一般競争入札による契約   |
| 3 契約金額   | 金 1 億 8,036 万円   |
| 4 契約の相手方 | 大田区西蒲田七丁目 18 番 4 号<br>醍醐建設株式会社<br>代表取締役 田 中 常 雅                        |
| 5 工期     | 契約有効の日から平成 29 年 2 月 28 日まで   |

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年  
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 97 号議案

区の義務に属する損害賠償の額の決定について  
上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 9 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

区の義務に属する損害賠償の額の決定について  
自転車同士の接触による人身事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定  
する。

記

1 事故の概要

平成 26 年 6 月 27 日午後 2 時 15 分頃、教職員が自転車で池上会館に向かう際、池上一丁目 30 番先の交差点において、進行方向左側から走行してきた相手方自転車と接触して、相手方が転倒し、右足関節を骨折した。

2 賠償金額

金 416 万 6,463 円

(提案理由)

自転車同士の接触による人身事故の損害賠償の額を決定する必要があるので、  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、こ  
の案を提出する。